



|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 朝鮮における1914年『学校体操教授要目』制定期の体育政策について（上）：在朝鮮日本人諸学校に関して                              |
| Author(s)        | 西尾, 達雄  |
| Citation         | 日本社会事業大学研究紀要, 37, 127-143   |
| Issue Date       | 1991-03   |
| Doc URL          | <a href="http://hdl.handle.net/2115/44214">http://hdl.handle.net/2115/44214</a> |
| Type             | article   |
| File Information | NSJDKK37_127-143.pdf  |



[Instructions for use](#)

# 朝鮮における1914年『学校体操教授要目』 制定期の体育政策について（上）

—在朝鮮日本人諸学校に関して—

西尾達雄

はじめに

1876年日本は、武力行使によって締結させた日朝修好条規によって朝鮮を開国させた。これは、幕末のペリーの黒船、艦砲による軍事的脅迫を凌ぐものであった。この条規及びその付属文書によって、開港地における日本商民の居留地設定、居留民に対する日本の管理官の管理、居留地での日本貨幣通用、日本居留民の犯罪に朝鮮政府が手出しできないいわゆる治外法権、日本から朝鮮への輸出商品に一切関税を課さないなどが取り決められ、その結果いわゆる一旗組居留地商人の暴力的商法が朝鮮の国家主権を無視して押し通され、朝鮮民衆の生活を破壊していくようになる<sup>1)</sup>。1898年に朝鮮に住んでいる外国人数で清国人2,530人、欧米人220人に対して、日本人数は、15,062人という多数に達していた。また、1906年に各通商地にある各国の商館数は、清国42、米国2、英国2、仏国1に対して日本は210と圧倒的優位を占めていた<sup>2)</sup>。

条規締結の翌1877年には釜山居留地において読み書き算盤を中心に日本人教育が始められている。1906年には、統監府設置に伴い文部省の在外指定学校規定を受け、一部の学校で本国と同程度の学校の生徒及び卒業生として取り扱われるようになる。さらに1909年には、統監府によって小学校規則が制定され、すべての在朝日本人小学校が本国と同様の扱を受けるま

でに至っている。

1910年8月22日の日韓併合は、それまで制約されながらも既に握っていた実権を政治、経済、教育、文化等あらゆる面で名実ともにその支配権として確立したことを意味した。その結果朝鮮人は、土地を奪われ浮遊民となったり、日本への移住を止むなくされたりした。また会社等の設立が制約され、民族資本の確立も阻止された。朝鮮人は、総督府や日本人に協力するか、そのふりをしなければ生命の維持さえ困難な状況に追い込まれた。全ての地域に憲兵警察が配置され、住民の言動や生活行動まで監視され、日本人が校長になった学校では教員がサーベルをもって授業を行うという武断政治が断行された。

このような植民地下の教育方針を示したのが1911年8月24日制定された朝鮮教育令であった。この教育令は、朝鮮人を被統治者として教化するための根本方針を明らかにしたものであり、強行な武断政治を教育の側から支えるものであった。これに基づいて朝鮮人の普通学校、高等普通学校、女子高等普通学校、実業学校、私立学校等の諸学校規則が發布された。この規則の中に学校体育の位置付けとその内容が明記された。それは、普通学校と実業学校では普通体操と遊戯という内容で体操を随意科目とし、体操を積極的に実施しないようにし、しかも必須科目とした高等普通学校や女子高等普通学校では普通体操と器械体操という内容にし、兵式体操は行わないようにしたものであった。これが朝鮮人に対する学校体育の基本方針であった。

一方日本人教育制度は、併合後直ちに改革されず、三年目になってやっと朝鮮公立小学校官制が制定され、本国と「完全なる連絡を保持する<sup>3)</sup>」に至った。しかし形式的には本国と同様の教育内容に基づくものとなったといえるが、実際は朝鮮の実情にそった異なる教育課題と期待が込められた内容であった。

こうした状況の下で、併合後五年目の1914年6月10日学校体操教授要目が道、官立学校に対する朝鮮総督府訓令第27号によって定められた。その制定理由について同訓令は、「学校生徒ノ教育上体操科ノ重要ナルハ言ヲ

俟タス然ルニ従来各学校ニ於テ其ノ教授スル所往々区ニシテ時ニ或ハ適切ナラサルモノアリ仍テ茲ニ別冊ノ通学校体操教授要目ヲ制定シテ準拠スル所ヲ知ラシム之カ実施ニ当リテ須ラク学校訓育ノ方針ニ遵イ土地ノ状況、学校ノ設備、男女ノ特性及ヒ心身ノ発達ニ鑑ミ適當ノ教程ヲ定メ依テ以テ本科ノ目的ヲ達スルニ遺憾ナキヲ期スヘシ<sup>4)</sup>」として、従来ばらばらであった体操教授に準則を与えるために定めたものであると述べている。その準拠すべき体操の教科内容は「体操、遊戯、教練」となった。これにしたがって同日付で諸学校規則も改正され、体操の教科内容もこの要目と同様になった。

これまでの研究において、この要目が1913年1月28日日本文部省訓令第13号で発布された日本の要目と全く同一のものとされ、この要目によつてすべての学校に体育を必須とする改革が実施されたと評価されてきた。また、この要目の中に「教練」が登場するが、これは併合前から兵式体操を禁止してきた教育方針と矛盾するように思われる。果たして日本の要目と同一であるという見解が妥当なものか、また同一であり、兵式体操と同様の教練が実施されたとすると朝鮮教育令の根本方針及び学校体育の基本方針が修正されたことを意味するが、そのような修正が存在したのか、このような問題意識から筆者は、既に、朝鮮教育令の根本方針とその下での体育政策に言及しながら、従来の要目に対する見解及び要目の内容を再検討し、要目制定の朝鮮人に対する体育政策の実態について明らかにしている<sup>5)</sup>。そこで明らかにした二つの要目の相違点は以下のようなことである。

- ① 体操、教練、遊戯という全ての教材において朝鮮人は在朝鮮日本人よりも高度な内容が日本人より低学年に配当されている。例えば、日本人の第三学年の内容が朝鮮人では第一学年に配当されている。
- ② 朝鮮人には、撃剣や柔術を行わせる記述になっていない。
- ③ 朝鮮人には、普通学校、高等普通学校とも執銃訓練や部隊教練が配当されていない。
- ④ 普通学校や高等通学校には、バスケットボールやフットボールなど

の教材が配当されていない。

- ⑤ 体操以外の撃剣・柔術、教練、遊戯では、日本と朝鮮に在住する日本人の教材配当が若干異なっている。

先の研究は、この内朝鮮人に関わる①から④について、その相違の背景とその意味について検討し、朝鮮人に対する体育政策の実態を明らかにしたものであった。そこで本稿は、⑤の日本人同士の相違に関して、その背景と意味について考察し、この要目が在朝日本人に対して期待したものが何であったかに言及し、要目制定期の在朝鮮日本人子弟に対する体育政策の特徴について明らかにすることをねらいとするものである。

#### (1) 二つの要目の相違内容

では日本と朝鮮に在住する日本人の教材配当のどこがどのように違っているのかを具体的に見てみよう。1913年と1914年の日朝二つの要目の構成は、「一、体操科ノ教材、二、体操科教材ノ配当、三、体操科教授時間外ニ於テ行フヘキ諸運動、四、教授上ノ注意」となっており、全体的な構成は同一である<sup>6)</sup>。しかし、次の二項目に若干の相違が見られる

一つは、「一、体操科ノ教材」のまえがきである。日本の要目では、「体操科ノ教材ヲ体操教練及遊戯トス但シ中学校及師範学校男生徒ニアリテハ撃剣及柔術ヲ加フルコトヲ得」<sup>7)</sup>となっているが、朝鮮の要目では、但し以下が「高等小学校ノ男児及中学校生徒ニ在リテハ撃剣及柔術ヲ加フルコトヲ得」<sup>8)</sup>となっている。つまり、日本本国の要目では、中学校及び師範学校に加えてもよいとされた撃剣・柔術が、朝鮮においては日本人が通う高等小学校でも体操科の教材に加えてもよいということである。

もう一つは、「二、体操科教材ノ配当」の項目である。各教材配当の内、体操については相違が見られない。また遊戯については若干の相違があるもののほぼ同じ内容になっている。ところが表1～表3のように、教練に関しては、次のような相違が見られる。

まず、日本本国小学校（以下「本国学」と略）第二学年に配当されている「番号」「半右（左）向」が在朝鮮日本人小学校（以下「在朝小」と略）

表1. 小学校の教練教材配当の比較

|      | 日本本国小学校  | 在朝鮮日本人小学校                                   |
|------|--|---|
| 第一学年 | 気を付け<br>休め<br>集まれ<br>解かれ<br>番号(12)<br>整頓<br>右(左)向<br>縦隊行進(一列二列)<br>停止<br>足踏<br>伍々右(左)<br>間隔及距離開閉 | 同左<br>番号<br>同左<br>同左<br>半右(左)向<br>同左        |
| 第二学年 | 番号<br>半右(左)向<br>廻われ右(左)  | 廻われ右(左)<br>駆歩                               |
| 第三学年 | 行進間廻われ右(左)<br>横隊行進<br>駆歩   | 行進間廻われ右(左)<br>及び其の停止<br>横隊行進                |
| 第四学年 | 行進間右(左)向<br>駆歩間廻われ右(左)<br>伍の重複及分解  | 行進間右(左)向<br>駆歩間廻われ右(左)<br>及び其の停止<br>伍の重複及分解 |
| 第五学年 | 斜行進<br>方向を換え   | 同左  |
| 第六学年 | 側面縦隊より横隊<br>駆歩を以て行なり諸運動  | 同左  |
| 高一年  | 徒手小隊教練(男子のみ)   | 同左  |
| 高二年  | 執銃教練(男子のみ)   | 同左  |

(出典) 教育史編纂会 明治以降教育制度発達史 1939  
 第六巻及び第十巻

表2 高等女学校の教練教材配当の比較

|                  | 日本本国高等女学校  | 在朝鮮日本人高等女学校 |
|------------------|------------|-------------|
| 第<br>一<br>学<br>年 | 気を付け       |             |
|                  | 休め         |             |
|                  | 集まれ        |             |
|                  | 解かれ        |             |
|                  | 番号         |             |
|                  | 整頓         |             |
|                  | 右(左)向      | 同左          |
|                  | 半右(左)向     |             |
|                  | 廻われ右(左)    |             |
|                  | 行進         |             |
|                  | 停止         |             |
|                  | 足踏         | 伍伍右(左)      |
|                  | 行進間廻われ右(左) | 行進間廻われ右(左)  |
|                  | 駆歩         | 駆歩          |
|                  | 方向を換え      |             |
|                  | 伍の重複及分解    |             |
|                  | 側面縦隊より横隊   | 同左          |
|                  | 間隔及距離開閉    |             |

(備考) 高等女学校第二学年から第五学年までには教練に関する記載事項はない

(出典) 教育史編纂会 明治以降教育制度発達史 1939 第六巻及び第十巻

の第一学年に配当されている。また、本國小第三学年に配当されている「駆歩」が在朝小学校第二学年に配当され、本國小第三学年に配当されている「行進間廻われ右(左)」が在朝小では第三学年で「行進間廻われ右(左)及び其の停止」となっている。また本國小第四学年に配当されている「駆歩間廻われ右(左)」は、在朝小では「駆歩間廻われ右(左)及び其の停止」として同学年に配当されている。

女学校においても、本国にはない「伍々右(左)」が在朝鮮日本人に加えられ、本国の「行進間廻れ右(左)」が「行進間廻れ右(左)及其停止」

表3 中学校教練教材配当の比較

|      | 日本本国中学校   | 在朝鮮日本人中学校  |
|------|---|--|
| 第一学年 | 気を付け<br>休め<br>集まれ<br>解かれ<br>番号<br>整頓<br>右(左)向<br>半右(左)向<br>廻われ右(左)<br>行進<br>停止<br>足踏<br>行進間廻われ右(左)<br>行進間右(左)向<br>駆歩<br>方向を換え<br>伍の重複及分解<br>側面縦隊より横隊<br>間隔及距離開閉 | 同左<br>伍伍右(左)<br>行進間廻われ右(左)<br>及其停止<br>行進間右(左)向<br>駆歩<br>駆歩間廻われ右(左)及其停止<br>同左 |
| 第二   | 徒手小隊教練  | 同左   |
| 第三   | 徒手中隊教練<br>執銃各個教練<br>執銃小隊教練  | 同左   |
| 第四   | 執銃中隊教練  | 同左   |
| 第五   | 幹部演習  | 同左   |

(出典) 教育史編纂会 明治以降教育制度発達史 1939  
第六卷及び第十卷



なっている。中学校においても同様の関係が見られる。

このように朝鮮の要目には、①本国では配当してよいとされなかった高等小学校に撃剣・柔術が配当してもよいとされており、②教員の配当では、日本の配当よりも低学年に配当されたり、日本の要目にはないものが配当されたり、より多くの内容が同学年に配当されたりしている。この事実は、高等小学校に撃剣・柔術を配当しなければならない条件、あるいは、配当した方がよい条件が存在したのではないかということや、教員の配当のようにより多くの課題を低学年から与えなければならない条件、あるいは与えた方がよい条件が存在したのではないかということを考えさせるものである。そこで次にこのような相違を生み出す背景について考えてみたい。

## (2) 相違の背景

では撃剣・柔術に関わる条件、あるいは教員に関わる条件とは何であろうか。まず撃剣・柔術や教員に関わる条件として考えられるのが、撃剣・柔術や教員に対する何らかの教育的期待が存在したのではないかということである。またこのような教育的期待を生み出したのは、朝鮮における日本人の教育状況であったと考えられる。

そこで以下では、まず、日本における撃剣・柔術の学校体育導入の経緯を概括して、当時の撃剣・柔術に対する教育的期待について検討する。次に朝鮮における撃剣・柔術の普及状況から引き出される教育的課題について検討する。さらに朝鮮における教員教材の特殊性について検討し、在朝日本人教育に何が求められたかを明らかにする。そしてこのような教育的期待や課題の背景として、まず、在朝鮮日本人諸学校の普及と就学状況を分析し、最後に、そうした教育状況の下での総督府の教育方針を明らかにし、要目制定期の在朝鮮日本人に対する体育政策の特徴について考察する。

### ①日本における撃剣・柔術の学校体育導入の経緯

明治初期の兵制改革で衰えていた武道が、「我国固有の道」を強調し武

術による教育勅語の実現を主張することによって学校教育に入り込んでくるのが、1895（明治28）年に大日本武徳会が創設された頃であった。この武道の正科採用運動は、日清戦争経営期における東アジアをめぐる諸列強の対立の深刻化とそれに対応した日本の「東洋の盟主」化路線の進展を社会的背景としている。その中でこの運動に最大のバックボーンになったのが武徳会であった。坂上によれば、武徳会が「武術」による国民教化の必要性を主張し、軍事的実用性に最大の力点を置く武術事業方針を掲げ、枢密院顧問官、宮内次官、各知事、警視総監、警察署長など国家権力の上層部から末端の行政・警察機構を動員しながら全国的に組織化されていく状況に力を借りて、“尚武国日本”の構築をめざし「武徳」の精神を公教育機関を通じて全国の青少年に身につけさせようとしたのが、この武道の正科採用運動であった<sup>9)</sup>。その「武徳」の精神とは、「一朝有事ノ時ニ当リテハ君国ノ為メ死ヲ見ル羽毛ノ如キ精神」、すなわち教育勅語や軍人勅諭の精神と同一のものであった<sup>10)</sup>。

しかし文部省の方針は、「満十五歳以上ノ強壯者ニ限り正科外ニ行ハシムルハ可ナレドモ随意科トスルハ不可ナリ」という1896年7月の衛生顧問会議の結論にしたがったものであり<sup>11)</sup>、何度かの武道正科採用運動を斥けてきたのであった。これは、武術が発育期の学童を考慮した上での体育運動ではなく、競技主義や鍛練主義を併して適度な運動を奨励するという体操伝習所の答申（1884年）以来の「合理的体育観」や健康や運動効果の面から科学的に考察しようとする医学者たちの輿論が文部省内に支配的であったからといわれる<sup>12)</sup>。もっとも医学者たちのこのような合理的・科学的対応は、日清戦争後経営課題としての「兵備ノ拡張」と「殖産興業」の基礎としての「精神の命ずる所」にしたがって機敏に働く身体を育成する体育や「東洋の盟主」としての「欧州の諸強国と相峙立」できる国民の体格と体力の育成のための体育振興の実をあげるためには科学的たらざるを得ず、その必要性に対する現実認識に基づく児童の心身発達への配慮を特徴するものでもあった<sup>13)</sup>。

とはいえ当時の「尚武」と「強勇」という気運の下での学校現場の一般

的な傾向として、撃剣・柔術などが奨励されていく状況になっていき<sup>14)</sup>、中学校などで随意科として武道を課すところが増え、課外活動として活発になっていく。こうして、武道の正科採用の突破口を開いたのが1906年の第二十二会議での「体育に関する建議案」であった。ここでは、前年の同案が否決された経緯を踏まえて「中学程度ノ諸学校ニ体育正科トシテ剣術若クハ剣術ノ形ノ体操（練膽操術）又ハ柔術若クハ柔術ノ形ノ体操ノ何レカ調査の上其ノ一ヲ教習セシムヘシ」が提案され可決される<sup>15)</sup>。これは、日露戦期・戦後経営期の「道徳・風儀改良の手段」としての体育の位置付け、「復古主義的な徳育主義」の立場に立つ体育の奨励<sup>16)</sup> という久保田・小松原文政期に採択されたものであった。同建議案委員会委員の鈴置倉次郎は、同案の修正案を動議してそれが可決された分けであるが、審議の中で「之（剣術・柔術—引用者）ヲ実行スルニ付イテ、今日ハ戦捷後ノ際デ、之ヲ入レ易イ時期ト存ジマス」「三年モ五年モ経ッテ、戦捷ノ熱ガ冷メテカラハ、実施ガムヅカシイト思ヒマスカラ、此際早ク入レタ方ガ、其時機ヲ得タモノト考エマス<sup>17)</sup>」と発言しているように、武道正科採用推進者にとっては格好の機会であったのである。同案提案の中心人物である星野仙蔵も提案理由の中で、日清・日露戦争に勝ったのは、「建国尚武ノ歴史ガ産出シタル国民的気象」に依るものであり、武道の奨励によってこの精神の発揚を図りたいので提案したと述べている<sup>18)</sup>。こうした動向を反映してか、政府委員野尻精一は、参考として東京高等師範学校で体操教師になるものに同年4月から撃剣か柔術のどちらかをやることにしていることを述べている。しかし、従来から文部省ではこれを正科の一つにすることは疑問としており、「運動ノ方法トシテ過激ノ正科ヲ一時ニ共同的ニ教授スルコトガ出来マセヌカラ」今後もやはり同一の方針をとること明らかにしている。但し、同案の趣旨通りこれを調査することを答弁している<sup>19)</sup>。

この結果文部省も実地調査の必要を認めて川越中学の撃剣体操の見学を行っている<sup>20)</sup>。この後1910年の全国師範学校長会議での「体操科ノ一部トシテ撃剣ヲ必修サセルコトノ可否」の諮問を経て、1911年の中学校令施行規則改正によって正科に「加フルコトヲ得」となった。改正の理由は、「撃

剣及び柔術が生徒心身の鍛練上に及ぼす成績に徴しその施設を必要と認めたるに因るものとす<sup>21)</sup>」というものであった。

二年後に制定された学校体操教授要目でも、この施行規則改正と同じく正科に「加フルコトヲ得」とされたままで、まだ実質的には随意科として認められるに過ぎなかった。つまり、この要目では、「撃剣及柔術ニ関シテハ別ニ一定ノ方式ヲ示サス従来ノ方法ニ依リ便宜之ヲ授クヘシ」、また「撃剣ニ在リテハ其用具ヲ改善シ柔術ニ在リテハ其身体及精神ニ及ホスヘキ危険ヲ予防スルニ注意シ且ツ撃剣及柔術共ニ適切ナル教授ノ方法ヲ工夫シ常ニ用具ヲ清潔ナラシメンコトニ留意スルヲ要ス」となっていただけで、具体的な配当表はなく、適宜指導される段階に止まっていたのである<sup>22)</sup>。

このように要目制定期の日本の学校体育において、まだ撃剣・柔術については、内容と方法が統一されておらず、また児童の発育発達の立場から小学校にこれを採用する意志はなかったのである。しかも、中学校武道についても従来の方法で行い一定の統一した方法で行っていく段階ではなかったのである。

以上のような武道の正科採用運動の概略的経緯を見ると、要目制定期の武道の存在意義は、「武徳」の養成や「尚武の気象」の涵養への期待にあったといえることができる。もちろん要目制定に苦心した永井道明も、このことを否定したのではなく、武道の不統一と非科学性を問題にしたのである。実際永井は、撃剣・柔術を正しく用いれば、全身の強健を図り、武勇にして礼儀ある人格を養う効果が大きいと、その方法を誤れば身体を害し徳性を損ねることになると述べていたのである<sup>23)</sup>。

## ②朝鮮における撃剣・柔術の普及状況

当時日本では、武徳会による各種武術の普及と講道館による柔道の普及が進んでおり、中学校や高等学校の柔道・剣道の全国大会が開催され、全国の学校から参加するまでになっていた。これに対して朝鮮では、武徳会関係の組織として、1911年7月に作られた京城武徳館が見られるのみで、

それも剣道の普及を目的とするものであった。また柔道に関する組織は、財団法人講道館朝鮮支部が設置される1917年11月までその組織を見ることはできなかった<sup>24</sup>。したがって朝鮮全土にはあまり撃剣・柔術が普及していなかったと見ることができる。

このような普及の実態は、撃剣柔術に期待された「武徳」の養成を社会にではなく学校において実現しなければならなかったことを示しているといえよう。これが、高等小学校の撃剣・柔術随意科目化の一つの背景であったとみることができる。しかし、中学校からではなくなぜ高等小学校からであったのであろうか。また、撃剣・柔術に期待された「武徳」や「精神的訓練<sup>25</sup>」を強調する理由は、日本におけるより以上に朝鮮では必要であったのではないかと思われるが、果してそれは何であろうか。それを検討する前に、このような精神的教育に対する期待は教練においても同様であったと思われるので、次にこの点について見てみよう。

### ③朝鮮における教練教材の特殊性とその意味

朝鮮において学校教練を実施したのは、1926年（大正15）年度であった<sup>26</sup>。この年朝鮮総督府は、「（第一）学校教練実施決定案」及び『（第二）学校「教練」実施学校範囲決定ニ就テ』（以下両者を「決定案」と略す）を作成した<sup>27</sup>。決定案は、1926年総督府が日本本国より一年遅れで管下の中・高等教育機関に現役将校を配属し学校「教練」を導入するに当たって、陸軍省と交渉した際の資料として作成されたものである。決定案は、朝鮮の特殊性に基づき、「之ヲ全然実施セストスルカノ可否」等をまず検討し、学校「教練」を実施するのは「中学校、京城師範学校（官立）及び学校組合立実業学校」など日本人だけを入学させた学校に限るとしたものである<sup>28</sup>。つまり、1926年当時には存在した「内鮮人共学」（日本人と朝鮮人との共学）の学校では日本人にも「教練」を実施しないことにしたのである<sup>29</sup>。同年6月、決定案通り「教練教授要目」が制定され<sup>30</sup>実施に移された。その内容は、各個教練、部隊教練、射撃、指揮法、陣中勤務、旗信号、距離測定、測図、軍事講話、その他（兵器取扱手入保存法、手榴弾投

擲法等) となっている<sup>31)</sup>。このようにこの時点で始めて軍事教練が実施されたのである。

ところでこの教練教授要目が制定された翌1927年に学校体操教授要目も改正された<sup>32)</sup>。この改正要目の教練の教材配当は、徒手教練だけになっている<sup>33)</sup>。その内容は、小学校、普通学校、高等女学校、女子高等普通学校及び女子の実業学校、師範学校女子においては示されているが、中学校、高等普通学校及び男子の実業学校、師範学校男子では示されていない<sup>34)</sup>。ここだけをみると改正要目では、日本人も朝鮮人も同一の内容になっているように見える。しかし、実際の適用は、日本人だけの男子学校は教練教授要目によって、日本人と朝鮮人共学の学校及び朝鮮人だけの学校では改正学校体操教授要目によつてなされ、高等普通学校では全く行われぬという三重構造をもつものであった。なお、先の決定案では「教練」という言葉には必ず鈎括弧を付けて示していた。これはそれまでの徒手教練と區別して軍事教練を意味するためではないかと思われる。

このような事実は、次のことを示している。

- (1) 朝鮮人には徒手教練(秩序運動)は行わせるが、軍事教練は一切行わせなかったこと。特に高等普通学校では徒手教練すら配当しなくなったこと。
- (2) 1926年までは日本人にも軍事教練を行わなかったこと。
- (3) 1926年以降も日本人の一部は軍事教練を行わなかったこと。

すでに別稿で検討していることであるが、1914年の要目で示された「教練」は、日本で実施されていたそれ以前の兵式体操よりも軍事的には後退したものであった。この14年の要目の「教練」に配当されている執銃各個教練や部隊教練の一部は、実践的な戦闘教練の基礎として集団秩序運動に重点を置くものであり、その内容は、「体操の集団一斉指導上必要な“気をつけ”“右へならえ”の類で教練の強化とは言えない<sup>35)</sup>」ものであった。先に見た教練配当の相違は、このような秩序運動重視の教練の内容をより強化したことを示すものであった。もっとも要目制定に苦心した永井道明は、学校教育に執銃教練を取り入れたことによって体操遊戯取調報告以後

の陸軍省との折衝で求められた軍事的効果を強調したのである。しかし、その強調は、軍隊の方式との区別を明らかにし、訓練的精神の養成に重きをおく表現になっている。すなわち、「世界の大陸軍国なる独逸国が兵式教練殊に執銃教練を彼れの学校教育に利用せざるにもかかわらず、我が国に於ては、進んで之れを学校教育上に活用す。之れに就きては能く其の精神的活用に注意するを要す。元来学校生徒に施す所の教練の基本的目的は、其の訓練的精神に在りて存し、其の方式が軍隊の方式と一致するとせざると、或は銃を持つと持たざるとの如きは、形式上の便宜に属するものなり。若し夫れ全国皆兵の我が国に於て、之れに応ずべき男子の教養上、残して以て将来の用を為すものは、養はれたる精神及び身體其の物にして、現在の技術には在らざるなり<sup>36)</sup>。」というものであった。

このように要目に配当された教練は、実践的技術よりも訓練的精神に重点をおいたものであった。それにも拘らず朝鮮人の高等普通学校にはこれらが配当されていなかった。このように朝鮮における教練の取り扱いは、日本人と朝鮮人とを区別しながらも、日本人の間にも区別を設けたものであった。これが朝鮮における教練教材の特殊性であった。ではなに故に、このような区別が必要だったのであろうか。

これには、いくつかの朝鮮の実情に対応しようとしたものであるとが考えられる。一つは、併合前からあった日本人による教育に対する朝鮮人の不信を払拭するためではないかということである。すなわち、朝鮮人の中には「日本人教師は生徒を教育して卒業後は日本に拉致して兵卒となすのであるとか従僕奴隸となすのであるなど唱え…(中略)…入学せさむるを躊躇した<sup>37)</sup>」者があったことと関わっている。もう一つは、植民地統治下で直ちに兵役の義務を負わせることができなかったことと関わって、その義務のない朝鮮人学生に教練を行う必要がなかったのではないかということである。確かにこうした不信への配慮や制度上の問題はあったであろう。

しかしここで想起しなければならないことは、併合前に兵式体操が教科目から削除された点である。この削除の背景には、当時盛んであった反日義兵闘争や愛国啓蒙運動などがあった。その反日運動の拠点の一つが私立学校

であった。この私立学校を中心に盛んに行われていたのが軍事訓練としての兵式体操であり、反日運動の温床とされ厳しく統制され、1909年の学校体育改革で教科目から削除されたのであった<sup>38)</sup>。併合後私立学校は、公立学校に準じて教科目を定めていたが、公立学校が少なく私立学校の成績は国民教育の成果を左右するほどのものであった<sup>39)</sup>。といわれている。併合後も私立学校への統制は厳しくなかったが、この統制の一環として軍事訓練に対する総督府の警戒と配慮があったと考えることができる。こうした朝鮮の実情が朝鮮人と日本人の区別や日本人間の区別の背景であった。それ故に執銃教練や部隊教練を朝鮮人の高等普通学校に配当しなかったのは、これらが集団秩序運動に重点を置いたものとは言え、銃を持った訓練への警戒があったことや部隊とは関係ない一般的な集団秩序を求めたからだといえる。また朝鮮人への秩序運動としての教練の配当は、秩序運動（徒手教練）の目的が「規律節制ノ良習ヲ養成<sup>40)</sup>」することであり、その限りにおいて教練を配当したのである。これには、兵役の義務は関わりなかったのである。朝鮮教育令下の朝鮮人の体育目標は、普通の健康な身体と従順な精神を持った帝国臣民を育成するということであったが、まさにこれに一致したからであった。

在朝鮮日本人の教練教育は、このような状況下に置かれたものであり、軍事教練よりも秩序運動に重点が置かれた要目の内容はまさに好都合であった。大正6年の小学校教授書は、「体操科の教材中体操及び遊戯の如きも固より規律的訓練の性格を有するもの無きにせずと雖も教練に至りては特に規律的訓練を以て主眼とすべきなり。故に其の目的は解剖的生理的にあらず全く心理的にして規律を守り、協同を尚ぶの習慣を養成するにありといふべし<sup>41)</sup>。」と述べている。これは、要目の内容を具体化する指導書における説明であるが、この時期の小学校の「教練の目的」を示したものであった。また要目に配当されている執銃各個教練や部隊教練（徒手、執銃）の一部なども実践的な戦闘教練の基礎としての集団秩序運動に重点を置くものであり、このような規律的訓練を主眼とする教練の目的は中学校においても同様であったといえよう。



以上のように、朝鮮における教練教材では、朝鮮人に対する教育方針と関わって、日本人に対する「規律的訓練」の重視が日本以上に必要であったといえよう。しかし教育において「武徳」や「精神的訓練」を強調する理由は、このような教練教材の特殊性だけでなく、在朝日本人の教育状況にもあったと考えられる。以下でこの点について見てみよう。

(下巻につづく)

#### 注及び参考・引用分献

- 1) 朝鮮史研究会 朝鮮の歴史 pp.162-163 三省堂 1974
- 2) 金文植他 日帝の經濟侵奪史 p.15 玄音社 1982
- 3) 朝鮮総督府内務部学務局 朝鮮教育要覧大正4年 p.94 渡部学 日本植民地教育政策資料集成(朝鮮篇)第1巻 龍溪書舎
- 4) 文部省内教育史編纂会 明治以降教育制度発達史第十巻 pp.492-493 教育資料調査会 1939
- 5) 拙稿 朝鮮における1914年『学校体操教授要目』制定期の体育政策について 教育史学会 第34回大会発表要綱集録 pp.122-123 1990
- 6) 前掲 文部省内教育史編纂会 第六巻 p.40
- 7) 同前
- 8) 前掲 文部省内教育史編纂会 第十巻 p.493
- 9) 坂上康博 大日本武徳会の成立過程と構造—1895-1904年—行政社会論集 第1巻第3・4号 pp.64-107 福島大学行政社会学会 1989  
また、武道の正科編入運動には武術家たちの社会的地位向上(武術教師という職業の確保)という願望が込められており、その際、武徳会はこの願望を実現していくためのひとつのバックボーンとしての意味をもつものであった。また逆に武徳会は国家機構を動員しながら、こうした武術家たちのエネルギーを吸収し、膨大な会員を組織していった。そしてこうした伝統武術の復活や武術家の地位向上運動の中で主張された伝統武術の価値は、武徳会という絶大な権威の支援を得る中で、「天皇の武徳」の枠内に閉じ込められていくことになるといわれている。(同前 坂上)  
(pp.106-108)
- 10) 同前 坂上 p.86
- 11) 元文部省体操遊戯取調委員 改訂體育之理論及實際 p.409 國光印刷株式会社出版部 1910 及び 岸野雄三他 近代日本学校体育史 p.39 東洋館出版社 1959
- 12) 同前 岸野他 p.16及びp.39
- 13) 高津勝 井上・西園寺文政期の体育の構想と施策 pp.139-140 山口大学教育学部

- 研究論叢第23巻第3部 1974, 同 運動場開放の理論と展開 pp.147-148 山口  
大学教育学部研究論叢第23巻第3部 1974
- 14) 同前 高津 井上・西園寺文政期の体育の構想と施策 pp.138-139
  - 15) 體育ニ関スル建議案 帝国議会衆議院議事速記録21 pp.282-283 東京大学出版会1  
980
  - 16) 同前 高津 運動場開放の論理と展開 p.149
  - 17) 體育ニ関スル建議案委員会会議録 第2回 帝国議会衆議院委員会会議録38 p.242  
東京大学出版会 1988
  - 18) 同前 p.241
  - 19) 同前 pp.241-242
  - 20) 前掲 岸野他 p.79
  - 21) 文部省内教育史編纂会 明治以降教育制度発達史第五巻 p.152 教育資料調査会  
1939
  - 22) 前掲 文部省教育史編纂会 第十巻 pp.504-505
  - 23) 永井道明 学校體操要義 p.565 大日本図書株式会社 1913
  - 24) 文部省官房体育課 本邦ニ於ケル體育運動団体ニ関スル調査 pp.101-114 1937
  - 25) 要目では「擊劍及柔術ハソノ主眼トスル所心身ノ鍛練ニ在リト雖モ特ニ精神的訓練  
ニ重キヲ置クヘシ技術ノ末ニ走り勝敗ヲ争フヲ目的トルスカ如キ幣ヲ避クルヲ要  
ス」と述べられている。(前掲 文部省教育史編纂会 第十巻 p.504)
  - 26) 朝鮮総督府 施政三十年史 p.372 1940
  - 27) 朝鮮総督府 学校教練実施決定案 渡部学・阿部洋編 植民地教育政策資料集成(朝  
鮮編) 第三集第十七巻 龍溪書舎 1987
  - 28) 同前 pp.3-8
  - 29) 同前 pp.6-8
  - 30) 前掲 文部省教育史編纂会 第十巻 p.1012
  - 31) 同前 pp.1013-1014
  - 32) 同前 p.1051
  - 33) 同前 pp.1067-1087
  - 34) 同前 pp.1064-1065
  - 35) 木下秀明 兵式體操からみた軍と教育 p.163 杏林書院 1982
  - 36) 前掲 永井 p.501
  - 37) 弓削幸太朗 朝鮮の教育 p.87 自由討究社 1923
  - 38) 拙稿 1909年韓国改正学校令にみる「学校體操」pp.281-282 体育学研究第28巻第4  
号 日本体育学会 1984
  - 39) 前掲 弓削 p.191
  - 40) 陸軍省徴募課 学校教練必携前編 p.4 昭和12年改訂第1186版 軍人会館出版部  
1937
  - 41) 朝鮮総督府 小学校・普通学校體操教授書(大正6年) pp.195-196 1917